

平成 28 年 3 月 29 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

なお、同法第 199 条の 2 の規定により、岩崎勝監査委員を除斥した。

足利市監査委員 岡本篤典

足利市監査委員 渡辺 悟

## 記

1 監査の種類 財政援助団体等監査及び指定管理者監査

2 監査実施日 平成 28 年 1 月 27 日

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた決算書、関係帳簿、証ひょう類等について、試査による内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

団体名	対象	監査結果
公益財団法人 足利市みどりと文 化・スポーツ財団	平成 26 年度 出捐金 30,000,000 円 出資金 9,000,000 円	出捐金等は目的に沿って運営管理され、その経理事務については、適正に執行されたものと認められた。
	平成 26 年度 足利市民会館指定管理料 148,165,000 円	事業は目的に沿って行われ、その経理事務については、おおむね適正に執行されたものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。 ・業務委託契約事務において、見積結果の起案完結日が契約日以降の日付になっていた。

5 意見・要望

市立美術館等事務監理業務委託について、現在の受託業務は業務委託契約になじまないと思われる。根本的な見直しを図られたい。